

## 資料

## 韓国・オーストラリア・米国・フィンランドの 多文化保育実践に関する考察(1)

三井真紀・石井章仁・韓在熙・林悠子・松山有美

A Study on the Situation of Multicultural Childcare in Korea, Australia,  
the United States, and Finland (1)

Maki MITSUI・Akihito ISHII・Jaehee HAN・Yuko HAYASHI・Yumi MATSUYAMA

【要約】本研究の目的は、多文化保育実践が展開される韓国、オーストラリア、米国、フィンランドの4か国の状況を概観することを通して、日本の多文化保育における実践の進展に向けた課題を明確にすることである。多文化保育実践研究を進める4か国の保育実践報告は、2019年までに現地調査を実施したデータおよび最新の文献調査によるものである。本稿からは、過去の研究で示唆された「子どもの権利保障」の点において共通の軸があることが明確となった。また、日本における実践に向けた課題として、4つの視点の存在を確認することができた。

キーワード：多文化保育、韓国、オーストラリア、米国、フィンランド

### 1. 問題と目的

本研究は、韓国、オーストラリア、米国、フィンランドの4か国における多文化保育実践の様相を通して、日本の保育現場における多文化保育実践について考察することを目的とする。

現在、乳幼児をとりまく状況は、世界で大きく変容している。たとえば、「国際化」から「多文化化」という用語への移行は、国際化が国家という枠組みを前提にするニュアンスを強く持つ一方、より複雑な境界を超えていく人びとを想定したものである。世界がボーダレス化し、さまざまなモノや情報に限らず、言語や文化に人びとが出会う様相を指している。それに伴い、保育における、子どもを取り巻く環境、人間関係の構造やプロセスが大きく動きを変えている。「多文化保育」とは、そのような変容の中に生まれた、新しい保育のありかたであり、生涯にわたる人格形成の基盤をなす保育現場において「多様性の尊重」に目をむけて保育を実践する一つ概念である。

現在の日本には、多文化保育に関する政策や単独のガイドライン、プロジェクトは存在しない。過去の国内の政策、実践をふりかえると、自治体、研究機関、保育現場等が、手探りで実践を行う実

態が明らかになった(三井他, 2018)。本報告者の一連の研究では、最初に、海外4か国の状況に目を向け「多様性の尊重と寛容さを育てる」長期的な保育の目標と、「今の生活を保証する」という保育の両立がされるべきことを明らかにした(林他, 2019)。

むろん、多文化保育研究が台頭した1980年代から、国内でも優れた研究の蓄積がある。しかし研究を概観すると、国内の「外国人集住地域の保育に関する実情把握や保育実践の紹介」と、国外の「多文化保育政策と実践を紹介する研究」に二分化されている傾向が強かったことは否めない。両者をつなぐ研究アプローチがなされないまま、貧弱な構造で多文化共生の保育を拡大してきたことは明らかである(三井他, 2018)。報告者が取り組んでいるのは、前者と後者の融合型、つまり「日本の多文化保育の現状を調査し、海外の先進事例から具体的な示唆を得て発展させる」研究である。改定された「保育所保育指針」等に、多文化保育の内容が盛り込まれたことは、評価できる。ここを出発点とし、多文化保育を具体的な実践に結びつけるための手掛かりを得ることを目指したい。

## 2. 研究の方法

本研究は、各国の多文化保育実践について、文献調査および2019年までに遂行された各国の現地調査データの分析を中心におこなった。実践に着目した報告を通して、各国の基礎資料を整理し、今後の日本の多文化保育実践を構想したい。なお、本稿では、多文化保育を「多様性の尊重と寛容さを育てる保育および多様な文化的背景を持つ子どもの保育」と捉え、論考を進める。

## 3. 結果

### 1) 韓国

韓国の在留外国人は、2019年末現在、韓国総人口の約4.87%を占めており、2013年度の総人口の2.8%から毎年増加している（法務部、2020）。外国人移住者の中では、国際結婚及び移住労働者の増加しており、多文化家庭の子どもが増えている。そのため韓国政府は、2007年度から教育部傘下に「中央多文化教育センター」を、各地域の市道には「地域多文化教育センター」（2021年現在17か所の地域）を設置・運営し、教育現場に多文化教育実践の支援を行っている。本章では、韓国の多文化保育実践の特徴について検討するために、教育部主導で実施している「多文化教育政策学校事業（幼稚園）」（以下、「多文化幼稚園」）の概要と多文化教育プログラムの特徴、実践事例を取りあげて検討を行う。

#### ① 多文化乳幼児の現況

外国人家庭の乳幼児の現況は、韓国「行政安全部」が規定する外国人住民子女の統計から見ることができる（表1）。

近年の韓国の特殊合計出生率は2018年に0.98、2019年に0.92、2020年に0.87と減少傾向にあるが、外国人家庭の子どもの出生率は増加していることがわかる。また「多文化人口動態」（韓国統計庁、2021）調査結果によると、2020年度の出生児数は272,337名であり、その中の多文化家庭の出生児

は、16,421名で全体出生児の6.0%を占めている。この結果は、今後の乳幼児人口の中で、多文化家庭の乳幼児が占める割合はより増加することを裏付けるものである。

#### ② 多文化教育政策概要

現在は、2015年度に樹立された「多文化教育支援計画」および、幼児教育の段階から多文化家庭の子どもを対象に「先制的・合わせ型教育」が実施されている。同時に、全ての幼児を対象にした、幼保共通課程の「2019改訂ヌリ課程」（以下「ヌリ課程」とする）と連携した「多文化理解教育の拡大」、「部署を超えた協業及び地域内の連携」を強化する政策を実施している。つまり、従来の多文化家庭の子どもを中心とする多文化教育政策から、全ての子どもを対象にする政策に転換している。「多文化幼稚園」は、「全ての子どもの出発線の平等のための教育機会を保障する」という趣旨の下、幼稚園教育における多文化受容性（multicultural acceptability）の増進を通して全ての幼児がともに生活する幼稚園環境を構成し、幼稚園段階から言語と基礎学習等を支援している。「多文化幼稚園」は、2015年に全国に30ヶ所が設置・運営され、2020年現在は、全国に149カ所に増えている。

#### ③ 多文化教育プログラム

多文化幼稚園の運営プログラムは、全ての幼児を対象とするものとして、A. 多文化教育、B. 多文化幼児の初期発達支援、C. 多文化環境構成、D. プログラムの評価のように構成されている。A. 多文化教育は、「ヌリ課程」と連携した多文化教育要素（平等性・反偏見・アイデンティティ・多様性・文化理解・協力）を取り入れた遊び及び活動の機会を提供して全ての幼児の多文化感受性を向上している。ここでの「多文化教育要素」とは相互理解と共存のための知識、技術、態度を身につける必修的教育要素（韓国教育部、2021）を言う。B. 多文化幼児の初期発達支援として注目

表1. 外国人家庭の乳幼児（満0-6歳）の年度別推移（単位：名）

	2007	2009	2011	2013	2015	2017	2019
満0-6歳	26,445	64,040	93,537	116,696	116,068	115,085	117,045

出典：多文化家族支援ポータル「タヌリ」（2021）を参考に筆者作成

されるのは、多文化幼児のための「言語診断道具及びマニュアル」（韓国教育部，2021）を実施している点である。

表2. 言語診断道具及びマニュアル

・（診断道具）実物資料形態の多文化幼児の韓国語能力診断胴部 KIT
・（領域）聴き取りと話すこと／読みと書き／韓国文化
・（道具）絵カード，物語カード，単語カード，絵ボード，人形等
・（マニュアル）教師用評価基準解説書，保護者用評価結果案内資料，発達日誌

出典：韓国教育部「2021年多文化教育支援計画」(2021)より一部抜粋

言語診断道具の内容は、多文化幼児の関心及び参加を誘導できるような幼児の日常生活と関連するストーリーテリング式で、保育者が活用しやすいように工夫されている（韓国教育部，2020）。C. 多文化教育における環境構成は、物理的環境構成、教員の力量強化、家庭との連携支援の三つの側面から構成されている。物理的環境は、環境構成のチェックリスト等を活用して、幼稚園環境の中に多文化教育要素が含まれている教具及び図書等を配置しているか、幼児の関心と興味及び遊び理解に基づいて構成されているかを点検している。また、教員の多文化教育の力量の強化のための研修については、「多文化家族支援法」及び同法施行令の改訂（2017年12月）によって、教員の職務研修の中に多文化理解教育関連研修が義務化されており、多文化子どもの担任教員（15時間）及び多文化政策学校教師（30時間）は必ず履修するように勧奨している。D. 多文化プログラムの評価については、1年間の多文化プログラム運営の効率性について評価し、次年度の計画樹立に反映するための評価計画を樹立すること、教員の協議会、幼児の活動結果物の分析、保護者の満足度調査等を通して教育環境及び教育課程等に関する評価を実施するようにしている。

#### ④ 幼稚園の多文化教育の実践事例

多文化教育実践事例として、クンソン小学校付属幼稚園の「一緒に多文化教育プログラム」を挙げて検討したい。

表3. 「一緒に多文化教育プログラム」概要

プログラム目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化幼児の言語能力向上プログラム運営を通して、言語能力を増進する。</li> <li>・体験中心、遊び中心の多文化理解教育プログラム運営を通して多文化幼児の自己肯定感を養い情緒発達を支援し、一般幼児の多文化幼児に対する偏見を減らす。</li> <li>・家庭と地域社会と共にする多文化理解教育を実施して多文化保護者の子育ての困り感を解消して一般保護者の多文化に対する肯定的な認識を向上する。</li> </ul>
プログラム方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色んな生活主題と連携して多様な領域の活動として展開する。</li> <li>・自己表現、協同活動、討議等の多様な教授・学習方法を活用する。</li> <li>・家庭及び地域社会と連携して多文化家庭を支援する。</li> </ul>
主題	一緒に多文化教育プログラムを通して多文化感受性伸張
推薦課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多文化幼児の言語能力向上プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・スリ課程と連携した言語教育プログラム</li> <li>・絵本を活用した言語遊びプログラム</li> <li>・多文化幼児のための言語支援プログラム</li> </ul> </li> <li>2 体験中心、遊び中心の多文化理解教育プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の多文化理解教育プログラム</li> <li>・外遊びと連携した世界伝承遊びプログラム</li> <li>・休み時間を活用した世界伝承遊びプログラム</li> <li>・多文化料理プログラム</li> </ul> </li> <li>3 家庭と地域社会と共にする多文化理解教育プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携プログラム</li> <li>・多文化支援センター連携プログラム</li> </ul> </li> </ol>

出典：中央多文化教育センター「第11回多文化教育優秀事例公募展受賞作品集」

実践からは、多文化幼児の言語支援、全ての幼児の遊び中心の多文化理解教育、家庭及び地域社会との連携が、主な実践の柱になっていることがわかる。また「スリ課程と連携した言語教育プログラム」では、「幼稚園と友達・動植物と自然・私と家族・私たちの町・交通機関・健康と安全・夏・世界のいろいろな国・我が国・秋・生活道具・環境と生活・冬」などの生活主題を中心に、言語・身体・リズム・操作・役割・美術活動等の実践が行われている。従来のツーリスト・カリキュラム実践から、より身近な生活中心の実践に変化しつ



つある。

以上、韓国の多文化保育実践の特徴をまとめると、第一に、従来の多文化幼児を中心としていた多文化教育政策が、全ての幼児を対象に転換されている点、第二に、「多文化教育支援センター」を中心として実践の支援システムが構築されている点、第三に、「ヌリ課程」と連携して、幼児の発達を考慮した多文化教育要素を取り入れて実践している点である。特に、多文化幼児の言語能力診断道具及びマニュアルの開発・普及が、就学後の言語学習に連携されている点には注目すべきである。第四に、多文化教育における教員の力量向上の強化に関する職務研修が義務化されている点が挙げられる。しかし、「多文化幼稚園教員の多文化教育実行率がまだ低い点、多文化教育プログラムや教授資料が不足している点」(チェヨンラン, 2019)が指摘されており、韓国の多文化教育の今後の課題とされている。

## 2) オーストラリア

林他(2019)、林(2020)で概観した通り、オーストラリアの多文化保育は、移民国家としての歴史的・社会的文脈の中で実践されてきた。実践の基盤となる制度上の枠組みである国のカリキュラムガイドラインと質評価システムにおいて、保育実践における文化的多様性の反映は行われるべきものとして明確に位置づけられている。本稿では、林(2020)で記録した保育施設的环境(2019年訪問)と制度的枠組みの内容との関連を検討する。

### ① 保育実践の場に見る多様性の尊重と制度的枠組みとの関連

#### A. 環境構成に見る文化的多様性の反映

国のカリキュラムガイドライン(Early Years Learning Framework)および質評価システムの評価基準には、保育室の物理的環境構成には子どもと家族の文化が反映されていることが求められている(林, 2020)。質評価項目では、高評価に求められることとして、物理的環境が地理的、文化的、地域的文脈を反映していること、子どもと家族の声を重視していること、子どもと家族の強みが保育施設において歓迎され、反映され、描かれていることが示されている(Guide to the National Quality Framework)。質評価の基準には、評価項目ごとに振り返りを行うための質問が

記載されている。物理的環境の項目の小項目の一つ、インクルーシブな環境構成について問う6つの質問の1つが「子どもの家族の背景・文化や地域について、環境にどのように反映されているか」という質問である。また、質の基準を上回る実践のために設けられた3つのテーマのうち1つは、「実践は家族や地域の意義ある関与によって形作られる」である。物理的環境に関しては、地域的・文化的特徴が、保育の場で受け入れられ尊重されること、屋内外で文化や地域の多様性が反映されていること(例えば先住民の文化)も盛り込まれている(Guide to the National Quality Framework, p179-205)。これらの点は、訪問した保育施設ではどのように実践されているのか、観察した保育環境構成から検討する。

物理的環境構成において、2019年に訪問した保育施設に限らず過去に訪問した施設全てに共通していたのが、ごっこ遊びコーナーに多様な文化を反映する物が配置されていることである。特に様々な人種の人形は全ての施設にあり、箸やお椀などの食器類、服なども配置されていることが多い。次の共通点は、先住民族であるアボリジニの文化の反映である。写真やアートの展示、アボリジニ旗とトレス海峡諸島民の旗や楽器類が展示されていることが多い。アボリジニアートによる絵本や制作でのアボリジニアートの実践も見られた。その他の環境構成への文化的多様性の反映が見られた事例としては、保育室のインテリアに、東南アジアの家具や手織りの布が取り入れられている施設や、漢字の書が壁に飾られている施設もあった。また、地図や地球儀、世界の様々な伝統玩具や人形の展示がなされている施設など、訪問した施設全てにおいて、何らかの工夫が見られた。カリキュラムガイドラインにおける多様性尊重の原則に基づいた実践は、まずは上記のような物理的環境構成の整備から始められている。制度的枠組みと実践の関連が最もわかりやすく表れているのが、物理的な環境構成であると言える。これらの環境が、ある日の特別な物ではなく、日々の保育に常に存在する環境として定着している。子どもが長時間過ごす生活の場である保育施設において、子どもが目にし、関わる環境が子どもの生きる世界についての理解にもたらす影響は大きい。

## B. 子どもとの関係性における多様性の尊重

質評価項目の一つである子どもとの関係性では、子どもの尊厳と権利を保障するという小項目がある。この項目において評価の視点の中に、「異なる文化や背景を喜ぶために、多様な資源を活用する」とあり、基準を上回るためのテーマには、子どもと家族が保育の場に受け入れられ帰属感を持つための関係性が築けているか問う項目もある（Guide to the National Quality Framework）。

子どもとの関わりにおける実践例として、日常生活に関する視覚支援が挙げられる。ある施設では、入園後まもなく英語を理解していない子どものために、障害のある子どもの支援用のイラストを援用し、手洗い場やトイレなどに掲示していた。保育者は、子どもが言語コミュニケーション以外の方法により安心して生活することができ、その支援は全ての子どものにとってわかりやすいものとなると話していた。

次に、保育者自身が多文化保育実践のための重要な資源となっていることも特徴であった。移民国家という成り立ちから、保育者自身が多様な文化背景を有しており、子どもたちにとっては保育者の存在そのものが多様性を学ぶことにつながる。ある施設ではモスリムの保育者が複数在籍していることにより、その普段着（ベールを着用するなど）から子どもたちがイスラムの文化を学ぶ機会となっていた。また子どもたちの家庭料理を給食で再現したり、保護者による料理の持ち寄りを行ったりする施設もあった。

家族との関係構築に力を注いでいる施設もあった。保育者自身の移民としての幼少期の経験から、特にオーストラリアに來たばかりの家族にとって、保育者が家族のような存在となることによる安心感と社会への帰属感を持つことが子どもにも保護者にも必要であるという方針のもと、積極的にそれぞれの家族のニーズを聞き応えようとする実践の姿もあった。家族との受容的な関係構築は、質評価基準の一つともなっている（家族や地域との協力的関係）。ここでは、家族の知識、文化、価値、信条などが尊重され、子どもの学びと幸福についての意思決定を家族と共有することが盛り込まれている（Guide to the National Quality Framework）。

## ② 制度と実践を結ぶ保育者の役割

以上、オーストラリアの保育施設訪問での多文化保育実践に関する物的・人的環境を中心に、制度的な枠組みとの関連を検討した。質評価基準やカリキュラムガイドラインには、保護者向けの実践のための手引きも整備されており、カリキュラム策定、実践、評価という流れにおいて、制度と実践の連動を図ることができる仕組みが整っている。保護者向けの実践の手引きには、一定程度具体性のある記述がなされている。そのため保育者が必要性をもって意識的に環境構成を行い、子どもや家族と関わるができる。見学における短時間の観察で得られる情報は、保育実践の積み重ねのごくわずかなものであるが、複数の施設訪問によって、カリキュラムガイドラインや質評価基準が反映された実践の様子が表れていた。だが、重要なのは、訪問で垣間見えた実践に、保育者がどのような意図を持って臨んでいるかである。評価基準をクリアすることが実践に文化的多様性を反映する目的であってはならない。保育者一人一人が子どもと家族の権利保障の観点から多様性の尊重を保育で実現することの意義を理解したうえで、保育の中で、子どもたちが出会う事象にどのように反映させるのかを考え実践する主体的なプロセスが存在するかどうか問われる。カリキュラムガイドラインと質評価基準の連動が子どもと家族にとって意義あるものになっているかどうかは、実践する保育者にかかっているといえる。移民国家、多文化国家という歴史的社会的文脈の中で、多様性を尊重する保育実践の前提となる保育者の学び（養成・研修）の内容についても今後明らかにしたい。

## 3) 米国—ハワイ州における多文化保育の再検討—

ここでは、米国に視点を向けていく。米国は、多文化社会のフロントランナーとして、政治、教育、福祉など多文化政策の展開や実践を積み上げ、世界を牽引してきた（松山 2014, 2019, 2020）。その一方で、多文化社会が抱える「困難さ」や「歪み」を内包し、それらが2019年のコロナパンデミックを契機に吹き出したのもまた、米国多文化社会の実態である。2021年11月現在までの総感染者数（死亡者数）は、およそ4800万人（78万人）を超えており、米国は世界最悪の事態を経験している

(Johns Hopkins University and Medicine 2021)。コロナ禍、アジア系住民へのヘイトクライムやワクチンをめぐる社会分断など、同社会が内包してきた「困難さ」や「歪み」は、これまでになく顕在化している。それは、今まさに米国の多文化社会が大きなチャレンジに直面している証左であろう。

こうしたコロナパンデミックをめぐる米国の多文化社会の実際に関しては、本稿の主題ではないため別稿に譲り、本節では、「コロナ以前の米国多文化社会と保育」について論じる。コロナの収束後、米国での調査が再開された際、本節と比較されたい。ここでは、林ら(2019)で取り上げた、ハワイ州の多文化保育について、コロナ以前のデータと事例を提示し再検討することを目的とする。

#### ① ハワイ州における多文化状況

1958年に50番目の州となったハワイ州は、唯一北米大陸上に位置しない四方を海で囲まれた州である。同州は、全州の中で最も新しい州ではあるものの、その歴史は古い。18世紀後半にイギリス人の来航をきっかけに、欧州系移民の流入が始まり、19世紀にかけて米国からの流入、中国、日本、フィリピンなどアジアからの労働移住が行われた。先住民族、欧米系住民、アジア系住民など多様な人種や民族が社会を構成する基盤が19世紀には既に構築されていた。2018年に同州が公表した報告書によると、同州における人種構成は、白人43%、フィリピン系25.5%、日系22.1%、先住民系21.3%、中華系14.1%、アフリカ系3.5%であり、非白人系住民がおおよそ57.0%を占める。さらに、23.7%の住民が、自分自身を二つ以上の人種であると答えている(State of Hawaii, 2018)。これらのデータは、人種的な「マジョリティー」と「マイノリティー」が存在しないこと、非白人系が半数以上を占めていること、さらに、個人の多人種化(Multiracial)という同州の特徴を端的に示している。

次に、ハワイ州に在住する人々の出生地を検討するとその特徴は明らかである。具体的には、53.8%の住民は同州内で出生している。一方、28.4%の住民は、アメリカの同州以外の州もしくは領土で出生しており、おおよそ17.7%は、アメリ

カ以外の国で生まれている。同報告書は、こうした多様性に富んだ人口構成の特徴が「特徴的で個性的な伝統と言語を持つ豊かな文化を創造し、同州の経済がグローバルな繋がりを持つ力を与えている」と述べている(State of Hawaii, 2018)。このように、同州はその成り立ちから現在に至るまで多文化社会を体現してきた。次に同州の多文化保育・教育に関わる政策および指針を概観する。

#### ② 多文化保育・教育に関わる政策と指針

松山は、林ら(2019)の中でハワイ州の多文化状況を踏まえた教育指針について、検討してきた。具体的な政策として、保育・幼児教育を含む全ての教育現場において、多言語・多文化教育を取り入れ、発展させ、かつその教育を永続的に展開していくことを通して、子どものみならず家族やコミュニティを支援し発展させていくことを狙いとして策定された「多言語の公平な教育政策に関するビジョン(The Vision of the Multilingualism for Education Policy: Policy 105-14)」をあげた。

同政策は(ア)多言語を使用したカリキュラムの提供、英語学習者への多言語学習機会の提供、(イ)多言語、多文化教育に関わる知識、経験を持つ教員の配置とそれらを補完する教材の提供、(ウ)家庭への支援の3項目を政策の柱として設定している。さらに、具体的活動の目標として、(A)多言語話者である子どもに対して、幅広い言語学習の機会を提供する、(B)経験、知識、技能を適切に兼ね備えた人材の派遣及び十分な教材の提供、(C)家庭へのアウトリーチサポートの提供、(D)諮問委員会の常設、(E)同州教育委員会への年次報告の提出、(F)本政策に必要な予算の獲得の6項目を示している。この政策を通して、多文化社会を担う子どもたちの成長発達にとって、多言語学習の機会、力のある保育・教育者との出会い、家庭の積極的な関わりが欠くことのできない要素であることが示唆された。それゆえ、多文化保育・教育を担う保育・教育者の育成、家庭への支援と同時に、それらを支える予算の獲得、教材の開発、アカウントビリティの追求はより一層重要な検討事項となる。

#### ③ 多文化的保育環境と保育方法

以上を踏まえ、2011年からコロナ前まで実施してきたフィールドワークを通して得た事例を紹介





写真1. 園庭（筆者撮影）



写真2. 保育活動の流れ（筆者撮影）

する。先述の通り、ハワイ州は多（他）言語話者で構成された多文化社会である。言い換えれば、共通理解を図るために言語に頼らないコミュニケーションが重要な役割を担っている社会といえよう。そこで、本節では多文化、特に言語に配慮した保育環境と保育方法に注目したい。高山(2021)は、人は環境を手がかりとして行動し、特に自我が未熟である乳幼児は、環境によって行動が引出されると述べる。多文化社会を生きる子どもたちも例外ではない。すなわち、多文化社会を背景にした多文化的保育環境を手がかりとして、子どもたちは育ち、その環境によって成長が引出されることで、循環的に次の多文化社会の担いとなっていくと考えられる。

次に同州での調査で訪れた保育所の取り組みを紹介する。同州の保育所の多くは、その風土を生かし開放的で自然豊かな園環境を提供している(写真1)。広い園庭には、ブランコや滑り台、トンネルなどの遊具が設置され、砂場や自然の地形を活用した起伏を山に見立てた環境づくりをしている。園舎については、平屋作りで窓が大きく、外光をふんだんに取り入れかつ風の通しがよく開放的な空間を作り出している。

保育室の入り口には、1日の保育の流れが示されている(写真2)。そこには、活動内容と時間が書かれているほか、写真で活動内容が伝わる工夫がある。明確な時間を示すことで、保護者は時間の流れを容易に把握することができる。観光・サービス業を主要な産業とする同州では、不規則な労働時間で働く保護者の割合が少ない。それゆえ、子どもの活動が可視化されることで保護者自身の勤務時間と照らし合わせ送迎の見通しを持ちやすい。また、写真を利用する効果はそれだ

けではない。例えば、「Morning Circle」の意味を理解できない保護者に対して、写真を眺めることで「読み聞かせ」や「手遊び」など保育室での活動の様子を伝えることができる。また、子どもたちにとっても、写真を通して活動に見通しを持つことができるだろう。保育活動の流れを時間と写真で可視化するという何気ない環境整備は、言葉を介さないコミュニケーション方法として、展開されていることがわかる。こうした、保育環境の整備と方法は、多文化保育を展開する上で欠かすことができない。今後もこうした取り組みを紡ぐこと、そしてそれらの方法と展開の充実という2側面からさらに考察をすすめていきたい。

#### 4) フィンランド

フィンランドは、2021年に建国104年を迎えた民主主義国家である。近年の欧州における移民・難民の急増により、ただちに変化を求められた国の一つである。ここでは、フィンランドの保育現場の実態を紹介し、多文化社会を支える社会的背景がどのように保育実践のありように繋がるのかについて考えていく。

##### ① 保育現場の多文化化

フィンランドの多文化化は、2000年代から速度をあげ、保育現場における多文化共生の必要性も訴えられた(三井, 2019)。当初始まった保育実践モデルは「Moniku」という文化的背景の違う子どもの支援モデルである。作成メンバーは、首都ヘルシンキに隣接するヴァンター市の公立保育者であった(三井, 2008)。その後、同様の活動はヘルシンキ大学との共同研究に発展していく。現在、東ヘルシンキでは園児の半数以上が移民の子どもであるなど、保育現場の多文化化は進む。しかし、興味深いことに現在までに「実践マニユ

アル」としての法令や指針は単独で存在せず、混乱が報告されている事実もない。もちろん保育制度やカリキュラムには「多様性を尊重する」という記載があり、それは養成校や研修会でも学びとして実施されている。これらの事実から、フィンランドには、多文化保育実践への国をあげた法令や指針がないにも関わらず、「多様性」というキーワードの存在が社会に示す規範は大きく、多文化化する保育現場に影響を与えているという仮説が浮かび上がる。

## ② 保育実践から見える多文化共生の原理

### A. 自分で決める

フィンランドの保育現場で観察を続けていると「子どもが自分で決める」という蓄積が重視されていることが理解できる(三井, 2021)。たとえば、フィンランドでは1歳を過ぎる頃には、食べる量と内容を子ども自身で決めることが多い。その際、保育者は子どもの意見を尊重する。これは当然のように見えるが「今日は、給食の人参を食べない」と決めたら、保育者は否定も助言もしないのである。このような日々の体験は、フィンランドで生涯大事にされる「自己決定力」に繋がるものであると考えられる。「自分で決める」は、登園してすぐ始まる。何をして遊ぶか、一人で遊ぶかを自分で選ぶ。濡れた靴下を履き替えるかどうか、トイレに行くか行かないか、ジャンパーは何枚着るか、自分で着るか保育者が手伝うかなど、あらゆる場面で決定権が子どもに与えられているのである。保育者が子どもの手助けをする場合「お手伝いしてもいいですか?」と尋ねることが一般的である。つまり、大人だからといって子どものことを勝手に決めてはいけないのである。ヘルシンキ在住の保護者は「フィンランドでは、長い間子どもはそれぞれ異なる長所と課題を持っている」という認識が、全国に定着する考え方としてあります。それが当たり前なので、小学校に通わせるタイミングを一年遅らせるなんて、当たり前のように起きます。それを恥ずかしがる親もほほいないでしょう」と話してくれた。また、フィンランドでは、10歳になると、健康診断やコロナテストの結果を、親が子どもの承諾なく確認することはできない。13歳になると、子どもの銀行口座の情報にすらアクセスできない。2021年夏から

フィンランド全土で12歳以上のコロナワクチン接種が可能になったが、接種するかどうかに親の承諾は不要である。ある保護者は「大人も子どもも、12歳くらいから立派な一社会人という認識を持っています。それは、保育園時代から、個人を尊重して、自分で何かを決める環境や訓練があったからです。子ども本人も、自分で何かを決めることを怖がらないし、決断後の責任が自分にあることも認識しているからでしょう。ただ、その主体性を訓練する環境は、人工的なものではなく、どちらかという自然現象としてたまたまできた環境だとも思っています」と語ってくれた。「たまたまできた環境」は、一体どこから来るのか。それこそが、フィンランドの幸福度に繋がるヒントにも思える。ここではまた、保育者もまた権利を認められている。腕にタトゥーを入れる保育者、髪の毛を毎月違う色に染める保育者、何か国語も話す保育者がいることは、保育現場の多様性理解そのものであろう。

### B. 無理をしない

初対面の保育園長に「今日は仕事で疲れたので、もうすぐ帰るのですよ」と言われたことがあった。その後、フィンランドでは、初対面の人に自分の気持ちを(たとえマイナスであっても)表現することは、時々あること、また、保育者に限らず、大人も子どもも共通認識として「無理をしない」ことを大切にする事例を多く目にした。たとえば、フィンランドの保育現場には、ふかふかのソファがある。ここは、誰もが自由に休憩できるスペースである。また、あるときは、けんかをした園児2人に「気が合わないなら、無理して友達にならなくていいよ」と説明し、別の場所で遊ぶことを提案した保育者を見た。このような日常は、隠れたカリキュラムとして、確かなメッセージを発信しているように思える。

## ③ 保育実践から学ぶこと

フィンランドにいと、多文化保育の理念や実践が「多文化の子どものための課題克服のオプション」ではないと感じる。ここでは、子どももスタッフも巻き込んだ「多文化共生時代に生きる人間の育ち」を共に理解していくプロセスを目の当たりにするのである。保育現場では、子どもや保育者、保護者もまた、我慢したり無理した



りしない方法を模索し、共に生きる暮らしやすさを大切にしているように感じる。このような実態は、幸福度に示された、見えない豊かさと深く関係し、多文化保育にも確かな影響を与えていると示唆できるものである。

### 3. 考察

#### 1) 日本の保育現場の多文化化との交錯

本稿でとりあげた4か国は、オーストラリアと米国のような移民の歴史が長い国と、韓国やフィンランドのような移民の急増により多文化保育に取り組む国である。さらにそれらを可能にした社会背景がそれぞれにある。したがって、テーマを絞り実践を単純比較することは容易ではない。しかし、各国実践における接点と、日本における実践に注目していくと、課題が明らかになり新たな多文化保育への展望を作る手がかりを得ることができた。

##### ① 多文化保育の背景

日本の保育現場では、多文化保育・教育への理解や外国籍児、外国にルーツを持つ子ども及び帰国児童に対する個別的な配慮が必要となっている。かつては地域限定的な保育の課題であったが、現在は全国的な保育の緊急課題となっている。本稿の4か国いずれの国においても、多文化化の傾向があることは明確であり、多様性の尊重という視点から、個別配慮を超えた「全ての子どもに対する保育」が目指されていた。これは、日本の保育実践が「日本文化への同化の保育を行うのか」「多様性が前提となる保育を行うのか」といった選択肢で迷う現状と、すでに大きく異なっている。

##### ② 日本におけるカリキュラム・ガイドラインとの接点

幼稚園教育要領及び保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領では「外国人児童」の園生活への適応に対する援助、保護者への支援の必要性が示されている。そこでは、外国人児童への直接的援助とともに、多様な文化的背景を持つ子どもの存在が、全ての子どもにとって、多様性を尊重する心を育てる機会になることについての言及も記載されている。たとえば、韓国、オーストラリアでは、いずれも多様性を前提とした課程やカリキュラムの編成が前提にあり、米国、フィンラン

ドでは、多様性の範囲が、文化的側面をはるかに超えたものである。一方で、日本国内における「多様性」理解は、未だ未成熟である。たとえば、保育現場のガイドラインに示される「外国人児童について、特別な配慮を有する視点」において配慮する方向性とは、果たして何を指しているのか不明である。従来、園や保護者の自助によって手探りでやってきた様々な支援、研究者らが実施した多文化研究における資料の検討は、国レベルで引継ぎ、「多文化共生とは何か」「多文化共生時代における、保育の役割とは何か」を明確に議論していくべきであろう。そこには、障がい児保育やインクルーシブ保育において過去に議論された「共生のありかた」につながる点を見つけることが可能である。多文化の子どもがごく当たり前に園にいることを前提とした内容が、改訂版（改定版）のカリキュラム・ガイドラインに示されることを期待したい。

##### ③ 制度

現在、日本国内の自治体等による補助は限定的であり「外国人児童」が多い園であっても、通訳者や加配保育者が派遣されるケースは少なく、園や在園児の保護者等の自助努力に留まる園がほとんどとなっている。国レベルでは、「家庭支援推進保育事業」が充てられてはいるが、そこでは「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所」に対しての加配措置であるため、少数の外国人児童を受け入れる園には行き届くことのない政策となっている。本論で取り上げた、ハワイ州での言語学習の機会や家庭へのアウトリーチサポート、制度を可能にする予算の獲得、オーストラリアの質保障に関する制度など、国や地方自治体がいかに現場と共に問題意識を有しながら、環境をバックアップできるかは、日本では今後も大きな課題となるだろう。

#### 2) 日本における多文化保育実践にむけて

4か国の事例から検討した結果、日本における今後の多文化保育実践に向けた視点は、次の4点であることを確認した。

a) 保育の多様性に関する視点；文化理解、人

権擁護, インクルーシブ保育, 食育, 宗教等, 多様な国の子どもが共に居ることを前提とした方向性を保育現場が持てるかどうか

b) 保育内容・保育方法に関する視点; 多言語での表示や絵カード, おたよりの翻訳, 面談や日常的な情報交換への通訳の配置, 遊びの中で交わるような援助や環境構成など, 多文化の子どもが存在することがデメリットとならず, 保育のメリットとなるような取り組みの工夫

c) 子育て支援に関する視点; 外国につながる子どもや保護者への子育て支援の必要性, 保護者同士の支え合い, 多文化の保護者同士の理解ができるような相談体制の構築と支援体制

d) 研修に関する視点; 多文化保育に関する研修体系の構築及び養成校での教育, 園内研修などでその園の状況に応じた研修の実施

今後, 多文化共生社会の中で, 保育研究を実践に発展させるためには, 日本の社会構造を受け止め, 歴史的背景や移民文化をも理解しながら保育に反映させていくことが求められるだろう。その際に, 日本の保育実践の中で, 多文化共生時代の困難さだけでなく, 豊かさの原点を掘り下げることが大切になりたい。未来の子どもの可能性を信じ, 光をあてる実証的研究を再考していくことは, 研究者の使命である。

## 追記

本研究は, JSPS 科研費(21H00849)基盤研究(B)「多文化保育における保育者の『困り感』改善モデル構築: 人材育成・方法・ネットワーク」研究成果の一部である。

## 引用文献

- Australian Children's Education & Care Quality Authority (2019). Guide to the National Quality Framework. (最終閲覧日: 2021年11月30日, URL: <https://www.acecqa.gov.au/sites/default/files/2020-09/Guide-to-the-NQF-September-2020.pdf>)
- 外務省 (2021). フィンランド基礎データ. (最終閲覧日: 2021年11月30日, URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/finland/data.html>)
- Johns Hopkins University and Medicine (2021).

- Coronavirus Resource. (最終閲覧: 2021年11月25日, URL: <https://coronavirus.jhu.edu>)
- 林悠子・韓在熙・松山有美・三井真紀 (2019). 韓国・オーストラリア・米国・フィンランドの多文化保育の現状と課題. 佛教大学社会福祉学部論集, 15, 71-93.
- 林悠子 (2020). オーストラリアにおける多文化保育の制度的枠組みと実践. 佛教大学社会福祉学部論集, 16, 79-93.
- 韓国統計庁 (2021). 合計出産率. (最終閲覧日: 2021年11月27日, URL: <https://kostat.go.kr/wsearch/search.jsp>)
- 韓国法務部 (2021). 統計資料「滞在外外国人」. (最終閲覧日: 2021年11月26日, URL: <https://www.moj.go.kr/moj/2412/subview.do>)
- 韓国教育部 (2021). 2021年「多文化教育政策学校(幼稚園)運営ガイドライン」. (最終閲覧日: 2021年11月23日, URL: [http://file.edu4mc.or.kr/nime\\_upload/attach/00000/2714/20210618051214035.pdf](http://file.edu4mc.or.kr/nime_upload/attach/00000/2714/20210618051214035.pdf))
- 韓国中央多文化教育支援センター (2019). 「第11回多文化教育優秀事例公募展受賞作品集(2019)」. (最終閲覧日: 2021年11月23日, URL: <https://www.edu4mc.or.kr/edu>)
- 韓国教育部 (2020). ヌリ課程連携多文化幼児韓国語能力評価道具開発研究. (最終閲覧日: 2021年11月23日, URL: <http://file.edu4mc.or.kr>)
- チェヨンラン (2019). 多文化幼稚園の教員の多文化教育活動の実行及び教育的限界の探索. 人文社, アジア文化学術院21, 10-2.
- 松山有美 (2014). アメリカの子育て支援の現状. 多文化保育・教育論, 咲間まり子, みらい.
- 松山有美 (2019). 米国における保育の多様化に関する現状と課題(1) - ニューヨーク州の多文化保育にかかわる保育ガイドラインに注目して -. 子ども学研究論集, 11, 27-33.
- 松山有美 (2020). 保育における多様性に関する一考察 - 保育内容「言葉」と発達に注目して -. 子ども発達学論集, 12, 47-52
- 三井真紀 (2018). フィンランドの保育と共生の原理 - 幸福の国の子育てをみつめて -. VISIO, 48, 1-13
- 三井真紀 (2021). 「フィンランドの保育における一考察 - 多文化共生のはじまりを読み解く -. VISIO, 51, 39-46
- 三井真紀 (2008). フィンランドの保育環境に関する一考察(2) 多文化保育プログラム MONIKU から. VISIO, 37, 81-88
- オーストラリア連邦 (2019). BELONGING

BEING & BECOMING – 帰属, 存在, 生成  
– オーストラリアの幼児教育学習枠組み（最終閲覧日：2021年11月30日, URL: [file:///C:/Users/shoin/Downloads/belonging\\_being\\_becoming\\_-\\_eylf\\_-\\_japanese.pdf](file:///C:/Users/shoin/Downloads/belonging_being_becoming_-_eylf_-_japanese.pdf)）

世界幸福度調査（2021）. The World Happiness Report 2021.（最終閲覧日：2021年11月27日, URL: <https://worldhappiness.report>）

State of Hawaii（2021）. Hawaii Report.（最終閲覧日：2021年11月25日, URL: [https://files.hawaii.gov/dbedt/economic/reports/SelectedRacesCharacteristics\\_HawaiiReport.pdf](https://files.hawaii.gov/dbedt/economic/reports/SelectedRacesCharacteristics_HawaiiReport.pdf)）

高山静子（2021）. 改訂環境構成の理論と実践 – 保育の専門性に基づいて –. 郁洋舎, 2021.

The Australian Government Department of Education and Training BELONGING, BEING & BECOMING. The Early Years learning Framework for Australia.（最終閲覧日：2021年11月30日, URL: [https://www.acecqa.gov.au/sites/default/files/201802/belonging\\_being\\_and\\_becoming\\_the\\_early\\_years\\_learning\\_framework\\_for\\_australia.pdf](https://www.acecqa.gov.au/sites/default/files/201802/belonging_being_and_becoming_the_early_years_learning_framework_for_australia.pdf)）

（受稿：2021年12月17日, 受理：2022年2月25日）



## A Study on the Situation of Multicultural Childcare in Korea, Australia, the United States, and Finland (1)

Maki MITSUI · Akihito ISHII · Jaehee HAN · Yuko HAYASHI · Yumi MATSUYAMA

The purpose of this study is to outline the situation in the four countries where multicultural childcare practices are developed in Korea, Australia, the United States, and Finland, and to clarify the issues of practice in multicultural childcare in Japan. The research data was obtained through field and literature surveys through 2019. As a result of the research, it was found that there is a common axis in the part of the child's rights guarantee. They also confirmed the existence of four perspectives for Early childhood care and education in Japan.

**Key words:** Multicultural Childcare , Korea, Australia, the United States, and Finland,